

肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程

	平成14年4月1日	畜産第72号承認
改正	平成14年7月18日	畜産第654号承認
	平成15年5月2日	畜産第210号承認
	平成16年4月28日	畜産第173号承認
	平成17年3月31日	平16畜産第10728号承認
	平成18年3月31日	平17畜産振興第2059号承認
	平成19年4月2日	平18畜産振興第1959号承認
	平成22年8月31日	平22畜産振興第650号承認
	平成23年3月16日	平22畜産振興第1459号承認
	平成23年3月16日	平22畜産振興第1460号承認
	平成23年8月10日	平23畜産振興第610号承認
	平成25年7月12日	平25畜産振興第427号承認
	平成26年7月25日	平26畜産振興第382号承認
	平成28年6月28日	平28畜産振興第340号承認
	平成29年8月2日	平29畜産振興第383号承認
	令和2年3月31日	平31畜産振興第912号承認
	令和7年2月14日	令7畜産振興第798号承認

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務規程は、公益社団法人山口県畜産振興協会（以下「協会」という。）が行う次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

- (1) 肉用子牛についての生産者補給金交付契約の締結、生産者積立金の積立て及び生産者補給金の交付
- (2) 前号の業務に付帯する業務

(業務運営の基本方針)

第2条 この協会は、その行う業務の公共的重要性に鑑み、行政庁、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）及び関係団体との緊密な連携のもとに、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

(業務対象年間)

第3条 この業務は、業務対象年間ごとに行うものとする。

- 2 業務対象年間の1期間は、5年間とする。
- 3 協会は、業務対象年間において生産者補給金に充てるための資金が著しく減少したことにより業務を行うことが困難であると認められる場合、その他やむを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）の承認を得て業務対象年数を短縮することができる。

第2章 会計

(経理)

第4条 この業務に係る会計は、理事会が別に定める経理規定により会計処理するものとする。

- 2 協会の資産のうちこの業務に係る資産は、これを肉用子牛運営特別資産、公益目的事業の一般正味財産又は指定正味財産、生産者積立金、生産者積立準備金、特別の積立金、償還円滑化積立金及び本制度に係るその他の資産（調整積立金を含む。）に区分して経理するものとする。
- 3 生産者積立金、特別の積立金及び償還円滑化積立金は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63

年法律第98号。以下「法」という。)第5条第1項の保証基準価格及び同条第2項の合理化目標価格が肉用子牛の品種別に定められる場合には、その品種別に区分して経理するものとする。なお、生産者積立準備金のうち第13の2項の負担金充当分及び特別の積立金は、契約生産者別に区分して経理することができるものとする。

(肉用子牛運営特別基金)

第5条 肉用子牛運営特別基金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) この業務の基金として拠出された寄託金
- (2) この業務のみの基金として使用することを指定して寄附又は補助された財産
- (3) 第14条第2項ただし書き又は第16条第2項ただし書きの規定による処分により肉用子牛運営特別基金に繰り入れた財産

2 肉用子牛運営特別基金は、次に掲げる場合を除き、これを処分してはならない。

- (1) この業務の円滑な運営を確保するために他の方法がなく、理事会の議決を経て、山口県知事及び畜産局長の承認を受けて第17条の規定による借入金の償還に充てる場合
- (2) この協会が法第9条第1項の規定により指定を解除された場合
- (3) 肉用子牛生産者補給金制度が終了した場合
- (4) 第8条、第10条、第11条の規定による寄託金の払い戻しに充てる場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか別に要領により定められている場合

(寄託金)

第6条 この業務の寄託金を拠出しようとするときは、会長が別に定める寄託金申込書により会長に申し込まなければならない。

- 2 寄託金1口の金額は10万円とし現金により、その金額を払い込むものとする。
- 3 寄託金の払い込みについては、相殺をもってこの協会に対抗することができない。

(寄託金の譲渡)

第7条 この業務の寄託金を拠出した者(以下「拠出者」という。)は、理事会の承認を得なければ、その寄託金を譲り渡し、又はこれを譲り受けることができない。

- 2 拠出者でない者が寄託金を譲り受けようとする場合には、前条第1項の例によらなければならない。
- 3 寄託金の譲受人は、その寄託金について譲渡人の権利義務を承継する。

(寄託金の払い戻し)

第8条 拠出者が脱退したときは、その者又はその権利義務を包括承継した者は、その寄託額の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

- 2 前項の請求があったときは、この協会はその者が脱退した年の属する事業年度末における肉用子牛運営特別基金の額(第17条の規定による借入金があるときは、その額から当該借入金の額を控除した額)に当該事業年度末における総寄託口数の割合を乗じた額(その者の寄託額を限度とする。)を払い戻す。
- 3 この協会は、脱退した拠出者が協会に対して支払うべき債務を有するときは、前2項の規定により払い戻すべき額と相殺することができる。
- 4 除名等により脱退する拠出者には、前3項の規定にかかわらず総会の議決を経て、寄託金の全部又は一部の払い戻しをしないことができる。

(寄託口数の増加)

第9条 拠出者が寄託口数を増加しようとするときは、第6条の規定を準用する。

(寄託口数の減少)

第10条 拠出者は正当な理由があるときは、理事会の承認を得て、その寄託口数を減少することができる。ただし、その者が協会に入会してから1年を経過していないときは、この限りでない。

2 前項の規定により拠出者がその寄託口数を減少したときは、第8条の規定を準用する。

(公益目的事業の一般正味財産又は指定正味財産)

第11条 公益目的事業の一般正味財産又は指定正味財産は、次の各号に掲げるものから第16条第1項の規定により調整積立金として積立てた財産を除いたものをもって構成する。

- (1) 肉用子牛運営特別資産から生ずる果実
- (2) 第5条第1項第2号、第12条第1項第5号、第14条第1項第2号及び第15条第1項第5号に掲げる寄附金以外の寄附金
- (3) 第14条第2項ただし書き又は第16条第2項ただし書きの規定により公益目的事業の一般正味財産又は指定正味財産に繰り入れた財産
- (4) 第46条の手数料
- (5) 前各号に掲げる財産及び調整積立金から生ずる果実

(生産者積立金)

第12条 生産者積立金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 生産者積立金を積み立てるために肉用子牛の生産者が生産者補給金契約に基づき納付した負担金
- (2) 生産者積立金を積み立てるために法第6条第2項の規定に基づき機構から交付された生産者積立助成金
- (3) 生産者積立金を積み立てるために法第6条第3項の規定に基づき山口県から交付された生産者積立助成金
- (4) 次条第3項の規定により生産者積立金に繰り入れた財産
- (5) 第14条第2項の規定により生産者積立金に繰り入れた財産
- (6) 第16条の規定により生産者積立金に繰り入れた財産
- (7) 生産者積立金とすることを指定して寄附、又は補助された財産(第2号及び第3号に掲げるものを除く)
- (8) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

2 生産者積立金は、生産者補給金の交付及び第17条の規定による借入金の償還に充てる場合を除きこれを処分してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 第21条に規定する契約肉用子牛が、その要件を満たしていないことが判明し、次に掲げる返還を行う場合
 - ア 当該肉用子牛に係る前項の第1号及びその果実に相当する額の当該契約生産者への返還(当該契約生産者の故意又は過失によってその要件を満たさないときは除く。)
 - イ 当該肉用子牛に係る前項の第2号及びその果実に相当する額の機構への返還
 - ウ 当該肉用子牛に係る前項の第3号及びその果実に相当する額の山口県への返還
- (2) 業務対象年間の終了時において、生産者補給金の交付及び第17条の規定による借入金の償還に充当して、なお生産者積立金に残がある場合には、当該残額を生産者積立準備金へ繰り入れる場合

(生産者積立準備金)

第13条 生産者積立準備金は、次に各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 生産者積立準備金とすることを指定して寄附、又は補助された財産
- (2) 前条第2項第2号の規定により生産者積立金から生産者積立準備金に繰り入れられた財産
- (3) 次条第2項の規定により生産者積立準備金に繰り入れた財産
- (4) 第15条第2項ただし書の規定により償還円滑化積立金から生産者積立準備金に繰り入れた財産
- (5) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

2 生産者積立準備金は、前項第2号の生産者積立金から繰り入れた財産に生産者積立金を造成した生産者、機構及び山口県のそれぞれの造成比率を乗じて得た金額を、生産者分については負担金充当分として、機構分については、機構の生産者積立助成金充当分として、山口県分については

山口県の生産者積立助成金充当分としてそれぞれ区分して経理する。

また、前項第3号及び第4号により繰り入れた財産を負担金充当分として区分して経理する。

3 前項の規定により区分経理した生産者積立準備金は、次の各号に掲げる場合を除きこれを処分してはならない。

(1) 負担金充当分に係るものにあつては、理事会の議決を経て次のとおり処分する場合

ア 前条第1項第1号の肉用子牛の生産者が納付した負担金として生産者積立金に繰り入れる場合

イ 業務対象年間終了時における契約生産者に返還し、又は第15条で規定する償還円滑化積立金に繰り入れる場合

ウ 特別の積立金から繰り入れた財産及びその果実について、業務対象年間終了時において、当該繰り入れた財産及びその果実の額から負担金として生産者積立金に繰り入れた額を差し引いた額の全部又は一部を契約生産者に返還する場合

エ 業務対象年間中において、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、その全部又は一部について契約生産者に返還する場合

オ イからエの規定により契約生産者に返還することとした場合であつて、契約生産者が所在不明であること等により返還できないときに、別に定める「山口県肉用子牛生産者補給金制度における生産者積立準備金等の返還の取扱いに関する指針」に基づく手続きを経て公益目的事業の一般正味財産又は指定正味財産に繰り入れる場合

(2) 機構の生産者積立助成金充当分に係るものにあつては、次のとおり処分する場合

ア 独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認に基づき、前条第1項第2号の機構から交付された生産者積立助成金として生産者積立金に繰り入れる場合

イ 理事長の指示に基づき、業務対象年間終了時において機構に返還し、又は第15条で規定する償還円滑化積立金に繰り入れる場合

ウ 業務対象年間中において、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、理事長の指示に基づき、全部又は一部について返還する場合

(3) 山口県の生産者積立助成金充当分に係るものにあつては、次のとおり処分する場合

ア 山口県知事の承認に基づき、前条第1項第3号の山口県から交付された生産者積立助成金として生産者積立金に繰り入れる場合

イ 山口県知事の指示に基づき、業務対象年間終了時において山口県に返還し、又は第15条で規定する償還円滑化積立金に繰り入れる場合

ウ 業務対象年間中において、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、山口県知事の指示に基づき、全部又は一部について返還する場合

(特別の積立金)

第14条 特別の積立金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 特別の積立金を積み立てるために生産者が納付した特別納付金

(2) 特別の積立金をすることを指定して寄附、又は補助された財産

(3) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

2 特別の積立金は、生産者補給金を交付する場合において、生産者積立金に不足を生じる場合に生産者積立金に繰り入れる場合、生産者積立準備金に繰り入れる場合及び償還円滑化積立金に繰り入れる場合又は第17条の規定による借入金の償還に充てる場合を除きこれを処分してはならない。ただし、理事会の議決を経て、かつ、山口県知事の承認に基づき、肉用子牛運営特別基金又は普通財産に繰り入れる場合その他の場合はこの限りではない。

(償還円滑化積立金)

第15条 償還円滑化積立金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 償還円滑化積立金を積み立てるために機構から補助された財産

(2) 償還円滑化積立金を積み立てるために山口県から補助された財産

(3) 償還円滑化積立金を積み立てるために特別の積立金から繰り入れた財産

(4) 償還円滑化積立金を積み立てるために生産者積立準備金から繰り入れた財産

- (5) 償還円滑化積立金の一部に充てることを指定し寄附、又は補助された財産（[第1号](#)及び[第2号](#)に掲げるものを除く）
 - (6) 前各号に定める財産から生ずる果実
- 2 償還円滑化積立金は、第17条の規定による借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
- (1) 前項第1号に掲げる財産及びその果実について理事長の承認を得た場合
 - (2) 第13条第3項第1号の規定に基づき、負担金充当分から償還円滑化積立金に繰り入れた財産について、業務対象年間終了時において、第17条の規定による借入金の償還に充当して、なお当該財産に残額があるときに、当該残額を理事会の議決を経て、生産者積立準備金に繰り入れる場合。

(調整積立金)

第16条 平成26年7月25日の改正前の規定により設けた調整積立金に残額がある場合は、区分して経理し、生産者積立金に不足を生じる場合は、生産者積立金に繰り入れるものとする。ただし、理事会の議決を経て普通財産に繰り入れることができる。

(借入金)

第17条 協会は、生産者補給金の交付に充てるため、生産者積立金（第13条第3項の生産者積立準備金、第14条2項の特別の積立金及び指定協会の本制度に係るその他の資産から繰り入れるべき財産を含む。）に不足を生じたときは、理事会の議決により、借入をすることができる。

第3章 生産者補給金交付契約の締結及びその方法

(契約締結の相手方)

- 第18条 この協会の区域（山口県の区域）内で生産される肉用子牛の生産者（肉用子牛を譲り受けてその飼養を行う者を含み、法人にあっては、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号。以下「令」という。）第6条第1号及び第2号に定めるものに限る。）は、この協会と、業務対象年間ごとに、生産者補給金交付契約（以下「契約」という。）を締結することができる。
- 2 協会は、前項に規定する生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約の締結を拒むことができる。
- (1) 第22条第2項の規定により契約を解除されてから2年を経過しない場合
 - (2) 第44条の規定に基づく生産者補給金の返還を完了していない場合
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者である場合
 - (4) 法及び法に基づく命令その他関係法令の規定に違反する行為を行った場合（当該行為により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない場合に限る。）

(契約の対象となる資格を有する肉用子牛)

第19条 契約の対象となる資格を有する肉用子牛は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 国内で分娩された肉用牛であること。
- (2) 満12月齢未満であること。
- (3) 乳用種の雌子牛にあっては、肥育仕向けとして哺育・育成されることが確実となるよう協会が別に定める方法により、肥育仕向けの措置等が講じられていること。
- (4) 譲受けに係る肉用子牛にあっては、譲り受けて飼養を開始する日における月齢が満2月齢未満であること。
- (5) 第25条の規定による個体登録を行うまで、協会の区域（山口県の区域）内で飼養されていること。（協会の区域外に肉用子牛の飼養地を有する契約生産者が、第25条に規定する個体登録を行う前にその飼養する肉用子牛を協会の区域外の飼養地に移動させる場合にあっては、協会が[第23条](#)に

規定する個体登録の申込み、第24条に規定する個体識別の措置及び第31条に規定する負担金の納付を確認するまで協会の区域内で飼養され、協会の区域外の飼養地への移動の届出が行われていること。)

(契約の申し込み及び締結)

第20条 契約の申し込みは、この協会が別に定める生産者補給金交付契約申込書によりこの協会に対し行うものとする。

- 2 この協会は、第18条第1項に規定する肉用子牛の生産者から前項の規定による申し込みを受けたときは、遅滞なく、当該申し込みをした者との間で、協会が別に定める生産者補給金交付契約約款により契約を締結するものとする。
- 3 協会は、肉用子牛の生産者に対して、前項で定めた生産者補給金交付契約約款の内容について、これを記載した書面の交付、又はこれを記録した電磁記録を提供するものとする。

(契約肉用子牛)

第21条 契約に基づき当該業務対象年間において生産者補給金の交付の対象となる肉用子牛は、第25条の規定に基づく個体登録が行われたもの（以下「契約肉用子牛」という。）とする。

(契約の解除)

第22条 この協会は、契約を締結した法人が、令第6条第1号及び第2号に定めるものでなくなったときは、契約を解除するものとする。

- 2 協会は、契約を締結した肉用子牛の生産者（以下「契約生産者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。
 - (1) 第20条の生産者補給金交付契約申込書、第23条の肉用子牛個体登録申込書、第26条第1項の販売確認申出書及び第27条第1項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。
 - (2) 第45条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
 - (3) 故意又は重大な過失により第24条第1項に規定する個体識別の措置を妨げたとき。
 - (4) 第18条第2項各号のいずれかに該当することが該当したとき。
 - (5) その他故意又は重大な過失により契約に違反したとき。

第4章 肉用子牛の個体登録

(個体登録の申し込み)

第23条 契約生産者は、当該契約生産者の肉用子牛を契約肉用子牛としようとするときは、当該肉用子牛が満2月齢に達する日までに、この協会に対しこの協会が別に定める肉用子牛個体登録申込書により、個体登録を申し込むものとする。

なお、個体登録の申し込みを行うことのできる肉用子牛は、繁殖台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記証明書等により、契約生産者の所有に属することが確認できるものに限ることとする。

(個体識別)

第24条 この協会は、前条の規定による個体登録の申し込みがあったときは、当該申し込みに係る肉用子牛について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。）第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された事項（以下「個体識別情報」という。）を利用し、個体識別の措置を行うものとする。ただし、個体識別情報の利用による個体識別の措置が困難な場合には、協会が別に定める肉用子牛現地調査要領（以下「調査要領」という。）に基づき、生年月日の確認、個体確認等のための現地調査を行うことにより、当該肉用子牛について個体識別の措置を行うものとする。

- 2 この協会は、個体登録の申し込みがあった肉用子牛が契約生産者の所有に属するものであることを、繁殖台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記証明書等により、確実に把握するものとする。

(個体登録)

第25条 この協会は、前条の規定により個体識別の措置を行った肉用子牛について、当該肉用子牛が満6月齢に達する日までに、契約生産者から第31条の規定に基づく負担金の納付を確認の上、この協会が別に定める個体登録台帳に登録する。

2 この協会は、前項の規定により個体登録を行った場合は、この協会が別に定める方法により契約生産者にその内容を記載した通知書を交付するものとする。

第5章 契約肉用子牛の販売又は保留の確認等

(販売の確認)

第26条 契約生産者は、契約肉用子牛を満6月齢に達した日以後満12月齢に達する日までの間に販売した場合は、販売の都度、遅滞なく、この協会が別に定める販売確認申出書にこの協会が必要と認める販売を行ったことを証する書類を添えて、この協会に申し出るものとする。

2 この協会は、前項の規定により提出された書類に基づき、当該申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、販売の事実、販売時の月齢及び販売日を確認するものとする。

(保留の確認)

第27条 契約生産者は、契約肉用子牛を満12月齢に達した以後も飼養すること（以下「保留」という。）とする場合は、この協会が別に定める保留確認申出書によりこの協会に申し出るものとする。

2 この協会は、前項の規定による申出に係る肉用子牛が満12月齢に達したときは、速やかに調査要領に基づき現地調査の上、申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、契約生産者が飼養しており、満12月齢に達したこと及び満12月齢に達した日を確認するものとする。

3 この協会は、契約肉用子牛の飼養場所をこの協会の区域（山口県の区域）を越えて移動した契約生産者から保留確認申出書の提出があった場合には、第43条の規定にかかわらず、移動先の都道府県の区域を区域とする都道府県肉用子牛価格安定基金協会（ただし、法第6条第1項の指定を受けたものに限る。）に委託して、保留の現地調査を行うことができる。

4 この協会は、他の都道府県肉用子牛価格安定基金協会から、この協会の区域内において飼養されている肉用子牛についての現地調査の委託を受けた場合は、第2項の現地調査に準じて当該委託に係る現地調査を行うものとする。

(死亡等の届出)

第28条 契約生産者は、契約肉用子牛について、死亡、盗難、その他の事由（第26条第1項に規定する販売を除く。）により飼養しなくなった場合には、遅滞なくこの協会が別に定める子牛異動報告書によりこの協会に届け出るものとする。

第6章 生産者積立金の積み立て及びこれに要する負担金の納付

(生産者積立金の積み立て)

第29条 この協会は、生産者積立金として積み立てる額の4分の1に相当する額以上の額については、契約生産者が納付する負担金及びその他の者（機構及び山口県を除く。）が生産者積立金の一部に充てることを条件として交付する金銭をもって充てるものとする。

(肉用子牛1頭当たりの負担金の額)

第30条 この協会は、理事会の議決を経て、業務対象年間における肉用子牛1頭当たりの負担金の額を定めるものとする。

2 肉用子牛1頭当たりの負担金の額は、当該業務対象年間において生産者補給金の交付に要すると見込まれる金額から法第6条第1項の生産者補給交付金として交付されることが見込まれる金額並びに法第6条第2項及び第3項の生産者積立助成金その他の生産者積立金の一部に充てることを条件として交付されることが見込まれる金額を控除した金額を当該業務対象年間において見込まれる契約肉用子牛の頭数で除して求めた額を基準として定めるものとする。

3 この協会は、肉用子牛1頭当たりの負担金の額を定めたときは、遅滞なくこれを公告するものとする。

- 4 肉用子牛1頭当たりの負担金の額は、法第5条第1項の保証基準価格及び同条第2項の合理化目標価格（以下「保証基準価格等」という。）が肉用子牛の品種別に定められる場合には、その品種別の区分ごとにそれぞれ定めるものとする。

（負担金の納付）

第31条 契約生産者は、個体登録の申し込みを行ったときは、遅滞なくこの協会が別に定める方法により、肉用子牛1頭当たりの負担金の額に個体登録の申し込みを行った肉用子牛の頭数を乗じて得た金額を負担金としてこの協会に納付するものとする。

（負担金の相殺の禁止）

第32条 契約生産者は、この協会に納付すべき負担金について、相殺をもってこの協会に対抗することはできない。

（負担金の返戻）

第33条 負担金は、契約の解除が行われた場合その他いかなる場合であっても、これを返戻しないものとする。

（特別納付金）

第34条 この協会は、第31条に規定する負担金のほか、肉用子牛の価格の異常な低落等に対処するため、契約生産者に特別の積立金の積立てに要する特別納付金を納付させることができる。

2 特別納付金の額、納付期日その他の特別納付金に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

3 第30条第3項及び第4項並びに第32条の規定は、特別納付金に準用する。

第35条 この協会は、肉用子牛1頭当たりの負担金の額を定め、又は改定しようとするときは、畜産局長の承認を受けるものとする。

第7章 生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付

（生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付）

第36条 この協会は、機構から契約肉用子牛についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、第26条第2項及び第27条第2項の確認を受けた契約肉用子牛の契約生産者に対し、当該契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。

2 この協会は、前項の生産者補給金については、契約生産者が契約の申し込みのときにおいて指定した金融機関の口座に払い込む方法により交付するものとする。ただし、この協会が、特に必要と認めるときは、この協会の指定する場所において交付することができる。

（保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合の読替え）

第37条 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合には、前条第1項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別の肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは「当該品種別の頭数」とする。

第8章 生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定及びその交付方法

（生産者積立金から交付する生産者補給金の交付）

第38条 この協会は、法第5条第3項の平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合には、契約生産者に対し生産者積立金から生産者補給金を交付するものとする。

（生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定）

第39条 この協会が生産者積立金から交付する生産者補給金の金額は、令第3条で定める平均売買価格の算出の単位となる期間ごとに、合理化目標価格から平均売買価格を控除した金額に100分の90を乗じて得た金額に、契約肉用子牛であって当該平均売買価格の算出の単位となる期間内に、

その契約肉用子牛の生産者が満6月齢に達した日以後に販売したこと又はその契約肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、満12月齢に達したことにつき、この協会が第26条第2項及び第27条第2項の確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。

(生産者積立金から交付する生産者補給金の交付の方法)

第40条 この協会は、前条の規定により算定した生産者補給金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、第26条第2項及び第27条第2項の確認を受けた契約肉用子牛の契約生産者に対し、当該契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。

2 第36条第2項の規定は、前項の生産者補給金について準用する。

(生産者補給金の削減)

第41条 協会は、生産者積立金が不足すると見込まれるときは、畜産局長に協議して、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額を削減することができる。

(保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合の読替え)

第42条 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合には、第38条中「法第5条第3項の平均売買価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の法第5条第3項の平均売買価格」と、「合理化目標価格」とあるのは「当該品種別の合理化目標価格」と、第39条中「合理化目標価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の合理化目標価格」と、「平均売買価格を控除した」とあるのは「当該品種別の平均売買価格をそれぞれ控除した」と、「頭数に相当する数を乗じて得た金額」とあるのは「当該品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額」と、第40条第1項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別の肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは「当該品種別の頭数」と、前条中「生産者積立金が」とあるのは「肉用子牛の品種別に、生産者積立金が」と、「生産者積立金から」とあるのは「当該不足が見込まれる品種の生産者積立金から」とする。

第9章 業務に係る事務の委託に関する事項

(業務に係る事務の委託)

第43条 協会は、協会が指定する者(山口県農業協同組合、その他協会が山口県知事の承認を受けた者に限る。)に、協会が別に定めるところにより、必要に応じ、その業務に係る次に掲げる事務を、理事会の議決を経て、委託することができる。

- (1) 契約に係る書類の受理及び送付
- (2) 負担金、特別納付金及び手数料の受領
- (3) 個体登録に係る書類の受理及び送付
- (4) 個体登録の申し込みがあった肉用子牛に係る個体識別の措置
- (5) 契約肉用子牛の販売又は保留の確認の申出に係る書類の受理
- (6) 契約肉用子牛の保留に係る現地調査(第27条第4項の規定による現地調査を含む。)
- (7) 子牛異動報告書の受理
- (8) 第45条第1項の規定による契約生産者からの報告の聴取

第10章 雑 則

(生産者補給金の不交付又は返還)

第44条 この協会は、契約生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約生産者に対し、生産者補給金の全部若しくは一部を交付せず、又は第18条第1項に定める契約の期間の満了であっても、既に交付した生産者補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第20条の生産者補給金交付契約申込書、第23条の肉用子牛個体登録申込書、第26条第1項の販売確認申出書及び第27条第1項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 第31条の負担金の納付がなかったとき。
- (3) 次条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。

- (4) 契約を締結した法人が、令第6条第1号及び第2号に定めるものでなくなったとき。
- (5) 故意又は重大な過失により第24条第1項に規定する個体識別の措置を妨げたとき。
- (6) 第18条第2項各号（第2項を除く。）のいずれかに該当したとき。
- (7) その他故意又は重大な過失により契約に違反したとき。

（報告の聴取等）

第45条 この協会は、必要があると認めるときは、契約生産者に対し、肉用子牛の生産状況、販売状況その他必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。

- 2 この協会は、機構及び一般社団法人全国肉用牛振興基金協会から、その業務の実施について報告を求められた場合は、遅滞なく報告するものとする。

（手数料）

第46条 この協会は、業務の運営の事務費に充てるため、実費相当額を限度として、契約生産者に手数料を納付させることができる。

- 2 手数料の額、納付期日その他の手数料に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

（細 則）

第47条 この協会は、この業務規程に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について、細則を定めることができるものとする。

附 則

- 1 この業務規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 社団法人山口県肉用子牛価格安定基金協会の定款、及び肉用子牛価格安定事業業務規程に基づき、平成14年3月31日までに行われた、肉用子牛についての個体登録、生産者積立金等の積立、生産者補給金の交付、及びこれに付帯する業務に係る事項については、この協会定款及びこの肉用子牛価格安定事業業務規程の相当規程に基づき行われたものとみなす。
- 3 社団法人山口県肉用子牛価格安定基金協会から継承した肉用子牛についての個体登録、生産者積立金等の積立、生産者補給金の交付及びこれに付帯する業務に係る財産は、それぞれの種別ごとに第4条から第17条の規定に基づき管理するものとする。
- 4 契約肉用子牛について、その第26条第1項及び第27条第1項に規定する販売又は保留が当該契約肉用子牛の個体登録の申し込みの日の属する業務対象年間に行われることとならず、次期の業務対象年間に行われることとなる場合にあつて、当該契約肉用子牛の契約生産者が引き続き次期の業務対象年間においても契約を締結するときは、当該契約肉用子牛を次期の業務対象年間の契約に係る契約肉用子牛とみなすものとする。
- 5 契約生産者は、第13条第3項第1号アの規定に基づき生産者積立準備金のうち負担金充当分から当該契約生産者が納付した負担金として生産者積立金に繰り入れた財産があるときは、第31条の規定にかかわらず、当該繰り入れた財産の金額を限度として同条の規定による負担金の納付を要しないものとする。この場合において、第29条及び第31条の規定の適用にあたっては、当該繰り入れた財産は、その金額を限度として当該契約生産者が納付した負担金の額とみなすものとする。
- 6 契約生産者は、第13条第3項第1号イの規定に基づき生産者積立準備金のうち負担金充当分から償還円滑化積立金に繰り入れた財産があるときは、第34条の規定の適用にあつては、当該繰り入れた財産は、その金額を限度として当該契約生産者が納付した特別納付金の額とみなす。
- 7 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの期間に係る生産者補給金の金額の算定についての第39条の適用については、「令第3条」とあるのは「令附則第5項」とする。
- 8 この業務規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年10月1日以降に個体登録される肉用子牛から適用するものとする。
- 9 この業務規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 10 この業務規程の改正は、山口県知事の承認のあった日から施行し、平成23年5月31日から適用する。

- 11 この業務規程の改正は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年12月22日法律第98条）第8条により、山口県知事の承認のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 12 この業務規程の改正は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年12月22日法律第98条）第8条により、山口県知事の承認のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 13 この業務規程の改正は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年12月22日法律第98条）第8条により、山口県知事の承認のあった日から施行し、平成28年5月19日から適用する。
- 14 この業務規程の改正は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年12月22日法律第98条）第8条により、山口県知事の承認のあった日から施行し、平成29年7月19日から適用する。
- 15 この業務規程の改正は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年12月22日法律第98条）第8条により、山口県知事の承認のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 16 この業務規程の改正は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年12月22日法律第98条）第8条により、山口県知事の承認のあった日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 17 災害等の発生に伴う肉用子牛生産者補給金制度の運用について（平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長。以下「運用通知」という。）の改正により、特例として運用通知第2の3の（1）のア、ウ及びオに規定する要件を満たすことなく契約肉用子牛となることができるものとされた場合には、第19条第4号、第23条及び第25条の規定にかかわらず運用通知を準用することができる。